

松山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 500,231	千円 219,165,701	千円 2,921,100	千円 27,093,473	% 12.4	% 13.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
5年度	人 2,968	千円 11,523,734	千円 2,633,021	千円 4,512,027	千円 18,668,782

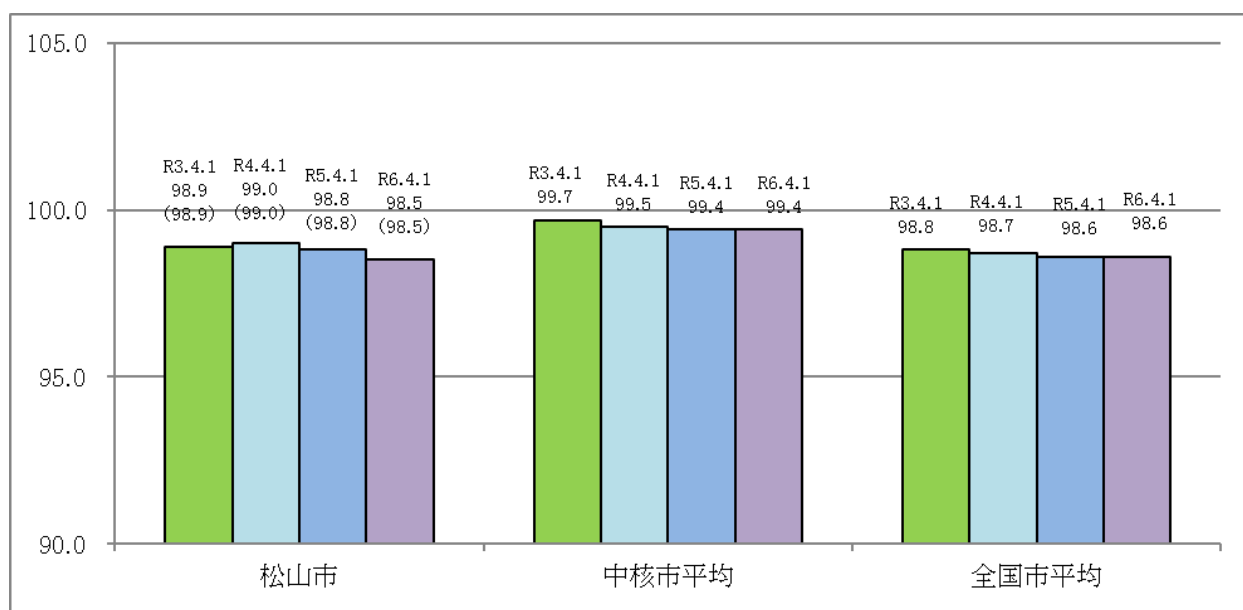
(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)中核市 平均一人当たり給与費
千円 6,290	千円 6,359

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本市は、上記①・②・③のいずれにも該当していない

(4) 給与改定の状況

本市は人事委員会を設置していないため記載なし。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.4%引下げ。国と比べ若年層の改定率を抑える一方、高齢層については4%を超える引下げ率を適用。国と同様、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国で対象外となっていることから、本市も国と同様に対象外としている。

ただし東京事務所在住者については、国に準じ段階的に引上げを実施

（実施時期）平成２７年４月１日より実施。

（参考）松山在勤者の地域手当支給率

	各年度の支給割合											
	平成 26年 度	平成 27 年度		平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元年 度	令和 2年 度	令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 6年 度
		4月1 日時 点	遡及 改定後									
国基準による 支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
松山市の 支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様の見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）

(6)特記事項

【特別職】

- ① 平成２５年４月から６月までは、特別職の給料及び期末手当を８％減額して支給
- ② 平成２５年７月から翌年３月までは、特別職の給料及び期末手当について、市長は２０％、副市長は１５％、教育長は１２％、常勤の監査委員は１０％、それぞれ減額して支給
- ③ 平成２６年４月から、特別職の給料及び期末手当について、市長は８％、副市長・教育長は６％、常勤の監査委員は４％、それぞれ減額して支給
- ④ 平成３０年１月１日から、特別職の退職手当を一般職に準じ約３％引き下げ

【一般職】

- ① 平成２５年３月２２日、平成２５年１０月１日及び平成２６年７月１日に、国に準じ、退職手当の支給額を約６％引き下げ
- ② 平成１８年４月から平成２５年６月まで、部長、企画官級および課長級の職員について、管理職手当の３％を減額して支給
- ③ 平成２５年７月から翌年３月までの間、正職員の給与について、次のとおり特例的に減額措置を実施
 - <給料> 課長級以上職員は９．７７％、主任～主幹級職員は７．７７％、一般職員は３．７７％それぞれ減額して支給
 - <管理職手当> 課長級以上職員は１０％、支所長等主幹級職員は７％、それぞれ減額して支給
 - <時間外勤務手当等> 減額後の給料月額により算出

- ④ 平成 27 年 4 月に管理職手当を定額化
- ⑤ 持家居住者に対する住居手当（従前は月 4,500 円支給）について、平成 26 年度に限り月 2,500 円支給とした上で、平成 27 年 3 月をもって廃止
- ⑥ 自宅から職場までが 2 km 未満の職員に対する通勤手当について、平成 28 年 10 月に廃止
- ⑦ 扶養手当について、平成 29 年 4 月以降、国と同様の改定を実施
- ⑧ 平成 30 年 1 月 1 日から、国や県に準じて、退職手当の調整率を改定し、約 3 % 引き下げ
- ⑨ 獣医師に支給される初任給調整手当について、平成 30 年 4 月以降、県に準じ引き上げ
- ⑩ 令和 5 年 4 月 1 日から特殊行政職給料表を 8.76 % 引き下げ

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松山市	43.8歳	326,700円	411,051円	351,784円
愛媛県	42.6歳	319,123円	414,372円	349,081円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
中核市平均	42.3歳	322,065円	406,828円	366,830円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均 年齢	職員 数	平均 給料月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	A/B
松山市	53.6歳	219人	328,500円	399,879円	338,626円	—	—	—	—
うち 清掃職員	51.7歳	88人	326,000円	437,626円	337,557円	廃棄物処理業	47.7歳	314,900円	1.39
うち 学校給食員	56.0歳	16人	343,200円	366,000円	353,550円	飲食物調理 従事者	46.7歳	221,700円	1.65
うち用務員	55.2歳	88人	336,800円	386,952円	346,297円	他に分類されな い運搬・清掃・包 装等従事者	49.1歳	244,800円	1.58
うち自動車 運転士	58.8歳	4人	352,700円	409,850円	354,325円	乗用自動車運 転者	64.5歳	232,400円	1.76
愛媛県	56.5歳	171人	337,846円	373,647円	347,194円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
中核市平均	50.9歳	183人	319,664円	376,837円	350,144円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
松山市	—	—	—
うち清掃職員	6,844,012 円	4,376,300 円	1.56
うち学校給食員	6,047,100 円	2,907,300 円	2.08
うち用務員	6,038,424 円	3,297,300 円	1.83
うち自動車運転士	6,414,600 円	3,190,100 円	2.01

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3～5年の3ヵ年平均）。

※民間データのうち、「学校給食員」、「自動車運転手」は、公表されている愛媛県データを、「清掃職員」、「用務員」は都道府県別のデータが公表されていないため、全国計データを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
松山市	45.1歳	373,395円	409,741円
愛媛県	44.3歳	359,885円	395,654円
中核市平均	39.8歳	314,557円	367,988円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松山市	41.8歳	337,553円	422,676円	367,920円
中核市平均	39.0歳	312,133円	409,367円	357,734円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		松 山 市	愛 媛 県	国
一般行政職	大 学 卒	203,500円	203,553円	196,200円
	高 校 卒	171,800円	171,874円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	171,700円	169,963円	—
	中 学 卒	—	152,061円	—
消 防 職	大 学 卒	215,800円	—	—
	高 校 卒	187,000円	—	—

※技能労務職の初任給は、最低年齢基準として満15歳から満18歳の幅を設けているため、便宜的に「高校卒」の欄に満18歳の初任給を表示。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	260,544円	345,857円	390,153円	420,244円
	高 校 卒	247,200円	238,300円	334,800円	369,786円
技能労務職	高 校 卒	—	—	323,533円	354,686円
	中 学 卒	—	—	—	—
消 防 職	大 学 卒	281,160円	358,547円	385,200円	399,050円
	高 校 卒	248,575円	326,940円	—	375,914円

※技能労務職については、学歴による別を設けていないため、便宜的に「高校卒」の欄に表示。

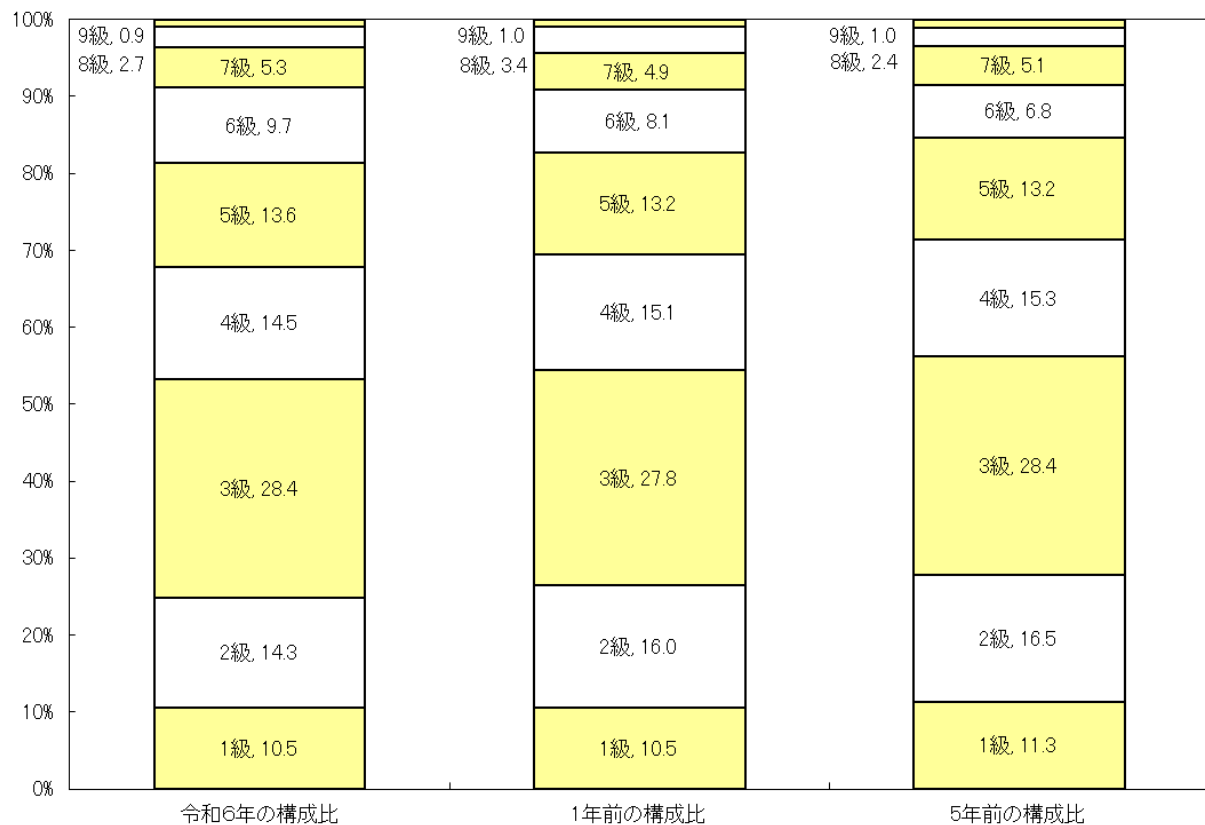
※「—」は該当者不在または対象者が少数のため、掲載していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

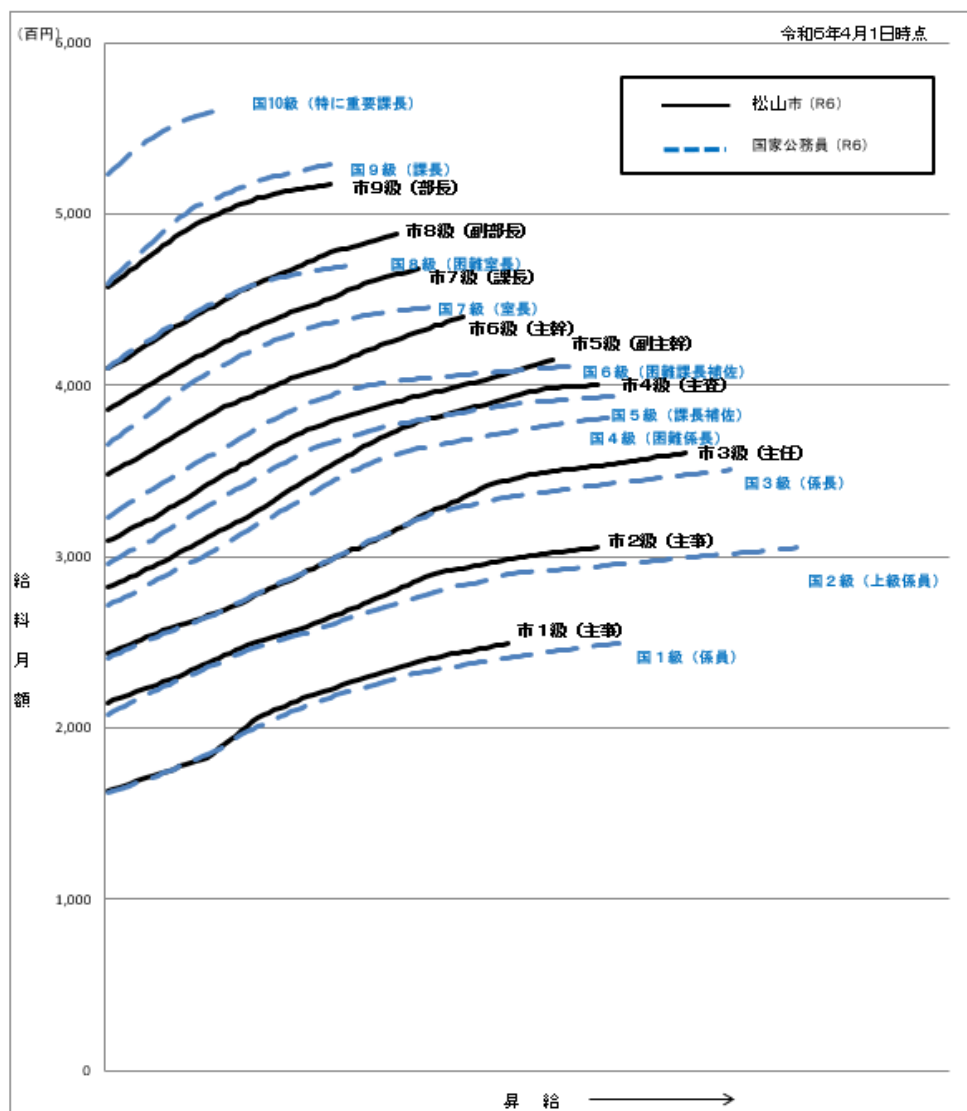
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事・技師	人 203	% 10.5	円 163,000	円 249,400
2 級	主事・技師	人 276	% 14.3	円 214,600	円 305,200
3 級	主任	人 547	% 28.4	円 243,200	円 360,400
4 級	主査	人 280	% 14.5	円 282,100	円 400,300
5 級	副主幹	人 261	% 13.6	円 309,000	円 414,800
6 級	主幹	人 187	% 9.7	円 347,900	円 439,800
7 級	課長	人 102	% 5.3	円 386,100	円 467,800
8 級	副部長	人 52	% 2.7	円 410,300	円 488,200
9 級	部長	人 17	% 0.9	円 457,800	円 517,600

- (注) 1 松山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成27年に8級制から9級制に変更（旧給料表の4級及び5級を分割）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（松山市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

松 山 市	愛 媛 県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,576 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,552 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 15～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（松山市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

松 山 市	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％） 退職時特別昇給 （なし） 1人当たり平均支給額 1,992千円 20,155千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％）

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			13,581千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			647,000円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	18人	20%
医師	16%	3人	16%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			104,212千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			115,279円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			20.6%	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
保健衛生業務等手当	保健所等に勤務する職員	感染症が発生した場合におけるまん延防止の業務など、保健衛生業務に直接従事	3,708千円	日額290円以内 ほか
災害応急作業等手当	消防署等に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある現場などにおいて行う作業に従事	25,085千円	日額730円以内
特殊現場業務手当	生活保護業務を所掌する課に勤務する職員	行路死亡人に関する業務に直接従事など	16,459千円	1体につき3,000円以内 ほか
特殊労務等勤務手当	清掃用務等を所掌する課に勤務する技能労務職	ごみ収集など不快な業務に直接従事など	57,637千円	日額1,300円以内 ほか
外勤徴収等手当	市税その他の課徴金又は保険料の賦課徴収業務を所掌する課に勤務する職員	外勤徴収などに直接従事	1,068千円	日額200円以内
用地交渉等手当	用地取得等業務を所掌する課等に勤務する職員	土地の取得等又は損失補償に関する交渉業務に直接現地などで従事	255千円	日額650円以内
待機手当	待機用務職員	週休日等や勤務日時間外に公用携帯を貸与され待機	-	日額500円（週休日等） 日額250円（勤務日時間外）

- (注) 「外勤徴収等手当」「用地交渉等手当」については、令和6年度から廃止。
- 「待機手当」については、令和6年度から新設のため、令和5年度実績はない。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	1,509,986千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	386千円
支給実績（令和５年度決算）	1,480,134千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	391千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員１人当たり平均支給年額 (5年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500 円 ・子 10,000 円 ・父母等 6,500 円 ※満 15 歳に達する日後の最初の年度初めから満 22 歳に達する日以降の最初の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算	同		千円 373,231	円 246,520
住 居 手 当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員等に支給 ・家賃 23,000 円以下 家賃額－12,000 円 ・家賃 23,000～55,000 円 (家賃額－23,000 円)÷2＋11,000 円 ・家賃 55,000 円以上 27,000 円（支給限度額）	異		千円 206,951	円 276,303
初任給調整 手当	医師など技術関係の業務で専門的知識を必要とする職に新たに採用された職員に支給	異	支給対象に獣医師を追加	千円 3,172	円 528,733
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給 〔交通機関使用者〕 最長 6 箇月の定期券等の価額に相当する額を一括支給（1 箇月当たりの支給限度額 55,000 円） 〔交通用具使用者〕 片道 2 km 以上 3 km 未満 2,500 円 ～ 片道 40 km 以上 21,900 円	異	距離別の支給額が相違、市は 40km 以上同額（国は増額）	千円 270,221	円 74,013

単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、単身で生活することを常況とすることとなった職員に支給 30,000 円+加算額 加算額は、配偶者の住居との距離に応じて8,000円～70,000円	同		千円 4,550	円 758,333
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、職務の級及び職位により決定している額を支給	同		千円 234,021	円 866,744
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給 4,200 円／1 回 ほか (勤務時間による増減あり)	同		千円 -	円 -
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等又は平日夜間に勤務した場合に支給 3,000 円～12,000 円/1 回の定額（6 時間を超える場合は加算）	同		千円 4,427	円 39,174
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同		千円 47,466	円 104,781
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同		千円 236,682	円 148,856

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	1,030,400円 (1,120,000円)	(参考) 中核市における最高／最低額	
	副 市 長	845,060円 (899,000円)	1,180,000円／	707,000円
報 酬	議 長	732,000円	823,000円／	584,000円
	副 議 長	654,000円	747,000円／	504,000円
	議 員	623,000円	700,000円／	475,000円
期 末 手 当	市 長	(5年度支給割合)		
	副 市 長	3.4月分		
退 職 手 当	議 長	(5年度支給割合)		
	副 議 長	3.4月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×50.4/100×在職月数	27,095,040円	任期満了の都度
	副 市 長	給料月額×35/100×在職月数	15,103,200円	〃
備 考				

(注) 1 市長、副市長の給料月額は、減額措置後の金額である（市長8%、副市長6%）。

給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

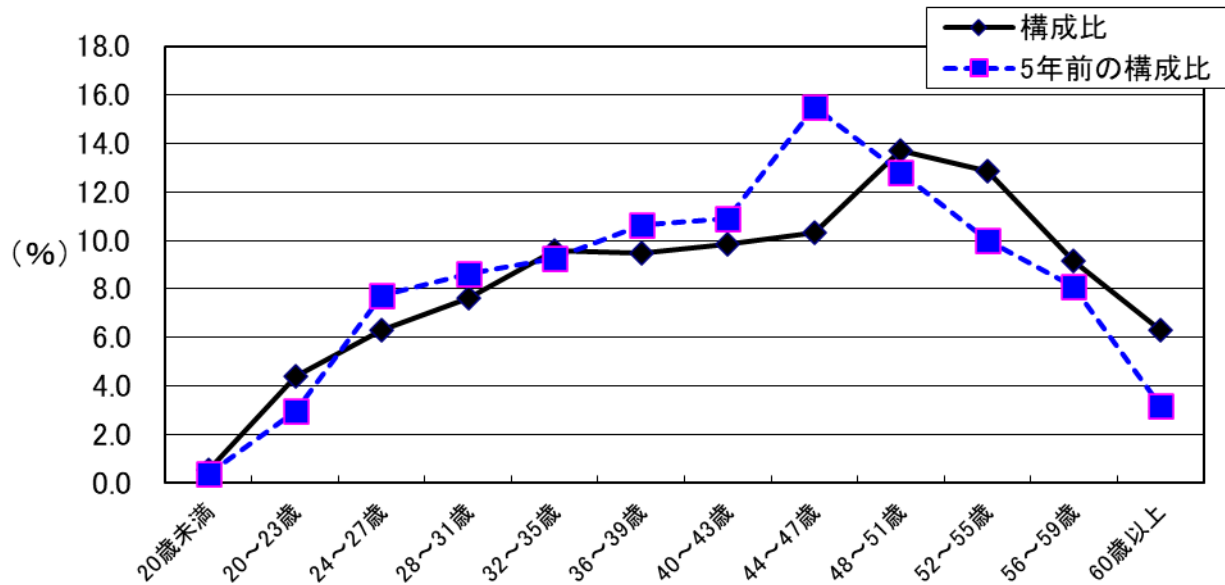
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	20	20	0	
		総 務	586	584	-2	
		税 務	143	143	0	
		民 生	629	649	20	業務量の増による増員 業務移管による増員
		衛 生	354	357	3	業務量の増による増員
		労 働	8	8	0	
		農 林 水 産	88	90	2	
		商 工	71	85	14	業務量の増による増員
		土 木	339	344	5	業務移管による増員
		計	2,238	2,280	42	<参考> 人口1万人当たり職員数 45.58 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 47.84 人)
	教 育 部 門		260	265	5	業務量の増による増員
	消 防 部 門		470	475	5	業務量の増による増員
	小 計		2,968	3,020	52	<参考> 人口1万人当たり職員数 60.37 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 65.57 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道		142	129	-13	業務移管による減員
	下 水 道		94	90	-4	業務移管による減員
	そ の 他		183	181	-2	業務移管による減員
	小 計		419	400	-19	
合 計			3,387 [3,542]	3,420 [3,542]	33 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.37 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	18人	151人	215人	260人	327人	324人	336人	353人	469人	439人	313人	215人	3,420人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	元 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	2,145	2,189	2,218	2,255	2,238	2,280	135(6.3%)
教育	266	270	266	259	260	265	-1(-0.4%)
消防	460	462	462	463	470	475	15(3.3%)
普通会計計	2,871	2,921	2,946	2,977	2,968	3,020	149(5.2%)
公営企業等会計計	419	425	415	417	419	400	-19(-4.5%)
総合計	3,290	3,346	3,361	3,394	3,387	3,420	130(4.0%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 7,024,734	千円 1,957,900	千円 641,549	% 9.13	% 9.13

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 275,022 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村(政令指 定都市を除く) 平均一人当た り給与費
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B		
5年度	人 137	千円 563,129	千円 102,382	千円 229,100	千円 894,621	千円 6,530	千円 6,670

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

【公営企業管理者】

- 平成25年4月から6月までは、給料及び期末手当を8%減額
平成25年7月から翌年3月までは、給料及び期末手当を12%減額
- 平成26年4月から、給料及び期末手当を6%減額

【一般職】

市長部局の職員と同様（3頁 1（6）などを参照）

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
松 山 市	42.9 歳	346,380 円	550,667 円
団 体 平 均	45.5 歳	335,492 円	501,390 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公営企業局	一般行政職
1人当たり平均支給額（5年度） 1,697 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,576 千円
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

公営企業局	一般行政職
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） 退職時 特別昇給 （なし） 1人当たり平均支給額 113 千円 14,175 千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） 退職時 特別昇給 （なし） 1人当たり平均支給額 1,992 千円 20,155 千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（５年度決算）		0 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区	20％	0 人	20％

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			153 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			4,005 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			28.15%	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特殊現場等 作業手当	現場監督等職員	交通頻繁な道路上 で交通を遮断する ことなく作業に直 接従事したとき	0 千円	日額 460 円
		酸素欠乏等危険場 所での作業に直接 従事したとき		日額 460 円
		下水道でのしゅん せつ及び維持補修 作業に直接従事し たとき（専ら自動 車の運転に従事し たときを除く）		日額 1,000 円
薬品取扱手当	水質検査職員	人体に有害なガス が発生する業務に 直接従事したとき	97 千円	日額 290 円
		有害薬品の取扱業 務に直接従事した とき		日額 250 円
応急作業等 手当	全職員	異常な自然現象若 しくは大規模な事 故のため、水道事 業等に重大な支障 が発生し、または 発生する恐れがあ る現場等において 、応急作業に直接 従事したとき	46 千円	日額 730 円 （深夜加算 365 円）
		異常な自然現象若 しくは大規模な事 故のため、水道事 業等に重大な支障 が発生し、または 発生する恐れがあ る現場等において 、巡回監視及び災 害状況調査等に従 事したとき		日額 480 円 （深夜加算 240 円）

用地交渉等 手当	用地交渉職員	土地の取得等及び 損失補償に関する 交渉業務に直接現 地で従事したとき	10 千円	日額 650 円 (深夜加算 325 円)
外勤徴収等 手当	債権徴収職員	外勤して行う公共 下水道の使用料又 は受益者負担金の 徴収業務に直接従 事したとき	0 千円	日額 200 円
待機手当	水道管路管理 センター等に勤務 する職員	週休日等や勤務日時 間外に公用携帯を貸 与され待機したとき	-	日額 500 円(週休日 等) 日額 250 円(勤務日 時間外)

(注) 「外勤徴収等手当」「用地交渉等手当」については、令和 6 年度から廃止。

「待機手当」については、令和 6 年度から新設のため、令和 5 年度実績はない。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 4 年度決算）	46,670 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）	306 千円
支給実績（令和 5 年度決算）	48,051 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	327 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異動	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (5 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (5 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（例） ・ 配偶者 6,500 円 ・ 子 10,000 円	同		24,589 千円	261,583 円
住居手当	借家居住者 上限 27,000 円	同		8,147 千円	262,795 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給 [交通機関使用者] 最長 6 箇月の定期券等の価格に相当する額を一括支給。（1 箇月当たりの	同		9,640 千円	75,306 円

通勤手当	支給限度額 55,000 円) [交通用具使用者] 片道 2 km 以上 3 km 未満 2,500 円～ 片道 40 km 以上 21,900 円				
単身赴任手当	公署を異にする異動等に 伴い、単身で生活するこ とを常況とすることとな った職員に支給 ・ 30,000 円 + 加算額 加算額は、配偶者の住居 との距離に応じて 8,000 円～70,000 円	同		0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員に対し、職務の級及び 職位により決定している額 を支給	同		12,192 千円	937,846 円
管理職 特別勤務手当	管理職手当を支給される 職員が臨時又は緊急の必 要その他の公務の運営の 必要により週休日等又は 平日夜間に勤務した場合 に支給	同		162 千円	18,000 円
夜間勤務手当	職員が正規の勤務時間と して午後 10 時から午前 5 時までの間に勤務する 職員に支給	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び 年末年始の休日において 正規の勤務時間中に勤務 することを命ぜられた職 員に支給	同		901 千円	25,737 円

(2) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 277,566	千円 21,895	千円 27,180	% 9.79	% 10.13

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 3,686 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村(政令指 定都市を除く) 平均一人当た り給与費
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B		
5年度	人 4	千円 15,307	千円 6,180	千円 6,242	千円 27,729	千円 6,932	千円 6,670

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

水道事業に同じ。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
松 山 市	39.5 歳	337,300 円	577,667 円
団 体 平 均	45.5 歳	335,492 円	501,390 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公営企業局	一般行政職
1人当たり平均支給額(5年度) 1,561 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,576 千円
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

公営企業局			一般行政職		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率 2～45％）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率 2～45％）		
退職時特別昇給（なし）			退職時特別昇給（なし）		
1 人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1 人当たり平均支給額	1,992 千円	20,155 千円

（注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 5 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（5 年度決算）			支給実績なし	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（5 年度決算）			円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
	%	人	%	

エ 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（5 年度決算）			1 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（5 年度決算）			480 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5 年度）			25 %	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5 年度決算）	左記職員に対する支給 単価
特殊現場等 作業手当	現場監督等職員	交通頻繁な道路上 で交通を遮断する ことなく作業に直 接従事したとき	0 千円	日額 460 円
		酸素欠乏等危険場 所での作業に直接 従事したとき		日額 460 円
		下水道でのしゅん せつ及び維持補修 作業に直接従事し たとき（専ら自動 車の運転に従事し たときを除く）		日額 1,000 円
薬品取扱手当	水質検査職員	人体に有害なガス が発生する業務に 直接従事したとき	0 千円	日額 290 円
		有害薬品の取扱業 務に直接従事した とき		日額 250 円

応急作業等 手当	全職員	異常な自然現象若しくは大規模な事故のため、水道事業等に重大な支障が発生し、または発生する恐れがある現場等において、応急作業に直接従事したとき	1 千円	日額 730 円 (深夜加算 365 円)
		異常な自然現象若しくは大規模な事故のため、水道事業等に重大な支障が発生し、または発生する恐れがある現場等において、巡回監視及び災害状況調査等に従事したとき		日額 480 円 (深夜加算 240 円)
用地交渉等 手当	用地交渉職員	土地の取得等及び損失補償に関する交渉業務に直接現地で従事したとき	0 千円	日額 650 円 (深夜加算 325 円)
外勤徴収等 手当	債権徴収職員	外勤して行う公共下水道の使用料又は受益者負担金の徴収業務に直接従事したとき	0 千円	日額 200 円

(注) 「外勤徴収等手当」「用地交渉等手当」については、令和 6 年度から廃止。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和 4 年度決算)	2,376 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (令和 4 年度決算)	36 千円
支給実績 (令和 5 年度決算)	1,718 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (令和 5 年度決算)	51 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	水道事業と同じ	同		594千円	198,000円
住居手当	水道事業と同じ	同		567千円	283,500円
通勤手当	水道事業と同じ	同		3,033千円	758,070円
管理職手当	水道事業と同じ	同		411千円	410,400円
管理職特別勤務手当	水道事業と同じ	同		0千円	0円
夜間勤務手当	水道事業と同じ	同		0千円	0円
休日勤務手当	水道事業と同じ	同		78千円	25,859円

(3) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 375,789	千円 204,971	千円 49,816	% 13.26	% 11.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 11,363千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村(政令指 定都市を除く) 平均一人当た り給与費
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B		
5年度	人 10	千円 39,681	千円 4,463	千円 16,103	千円 60,247	千円 6,025	千円 6,869

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

水道事業に同じ。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
松 山 市	41.4歳	327,800円	502,083円
団 体 平 均	45.7歳	343,516円	520,678円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公営企業局	一般行政職
1人当たり平均支給額（5年度） 1,610千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,576千円
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

公営企業局	一般行政職
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） 退職時 特別昇給 （なし） 1人当たり平均支給額 178千円 0千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） 退職時 特別昇給 （なし） 1人当たり平均支給額 1,992千円 20,155千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（５年度決算）		支給実績なし	
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			2千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			362円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			30％	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
特殊現場等 作業手当	現場監督等職員	交通頻繁な道路上 で交通を遮断する ことなく作業に直 接従事したとき	0千円	日額460円

特殊現場等 作業手当	現場監督等職員	酸素欠乏等危険場所での作業に直接従事したとき		日額 460 円
		下水道でのしゅんせつ及び維持補修作業に直接従事したとき（専ら自動車の運転に従事したときを除く）		日額 1,000 円
薬品取扱手当	水質検査職員	人体に有害なガスが発生する業務に直接従事したとき	0 千円	日額 290 円
応急作業等 手当	全職員	有害薬品の取扱業務に直接従事したとき	2 千円	日額 250 円
		異常な自然現象若しくは大規模な事故のため、水道事業等に重大な支障が発生し、または発生する恐れがある現場等において、応急作業に直接従事したとき		日額 730 円 （深夜加算 365 円）
用地交渉等 手当	用地交渉職員	異常な自然現象若しくは大規模な事故のため、水道事業等に重大な支障が発生し、または発生する恐れがある現場等において、巡回監視及び災害状況調査等に従事したとき	0 千円	日額 480 円 （深夜加算 240 円）
		土地の取得等及び損失補償に関する交渉業務に直接現地で従事したとき		日額 650 円 （深夜加算 325 円）
外勤徴収等 手当	債権徴収職員	外勤して行う公共下水道の使用料又は受益者負担金の徴収業務に直接従事したとき	0 千円	日額 200 円

（注）「外勤徴収等手当」「用地交渉等手当」については、令和 6 年度から廃止。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	1,830 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	77 千円
支給実績（令和５年度決算）	2,324 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	97 千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （５年度決算）	支給職員 １人当たり 平均支給年額 （５年度決算）
扶養手当	水道事業と同じ	同		996 千円	249,000 円
住居手当	水道事業と同じ	同		324 千円	324,000 円
通勤手当	水道事業と同じ	同		819 千円	90,926 円
管理職手当	水道事業と同じ	同		0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	水道事業と同じ	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当	水道事業と同じ	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	水道事業と同じ	同		34 千円	16,576 円

（４）下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	（参考） ４年度の総費用に占 める職員給与費比率
５年度	千円 14,272,994	千円 1,445,008	千円 334,230	% 2.34	% 2.4

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費 272,632 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村(政令指 定都市を除く) 平均一人当た り給与費
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B		
5 年 度	人	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
	93	369,618	62,878	148,793	581,289	6,250	6,737

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

水道事業に同じ。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
松 山 市	43.4 歳	345,117 円	520,833 円
団 体 平 均	43.9 歳	331,629 円	493,022 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公営企業局	一般行政職
1人当たり平均支給額（5年度） 1,600 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,576 千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

公営企業局	一般行政職
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 退職時 特別昇給 (なし) 1人当たり平均支給額 545 千円 17,624 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 退職時 特別昇給 (なし) 1人当たり平均支給額 1,992 千円 20,155 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（5年度決算）			支給実績なし
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			297 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			49,393 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			6.45%	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
特殊現場等 作業手当	現場監督等職員	交通頻繁な道路上 で交通を遮断する ことなく作業に直 接従事したとき	249 千円	日額 460 円
		酸素欠乏等危険場 所での作業に直接 従事したとき		日額 460 円
		下水道でのしゅん せつ及び維持補修 作業に直接従事し たとき（専ら自動 車の運転に従事し たときを除く。）		日額 1,000 円
薬品取扱手当	水質検査職員	人体に有害なガス が発生する業務に 直接従事したとき	0 千円	日額 290 円
応急作業等 手当	全職員	有害薬品の取扱業 務に直接従事した とき	10 千円	日額 250 円
		異常な自然現象若 しくは大規模な事 故のため、水道事 業等に重大な支障 が発生し、または 発生する恐れがあ る現場等において 、応急作業に直接 従事したとき		日額 730 円 (深夜加算 365 円)

用地交渉等 手当	用地交渉職員	異常な自然現象若しくは大規模な事故のため、水道事業等に重大な支障が発生し、または発生する恐れがある現場等において、巡回監視及び災害状況調査等に従事したとき	0 千円	日額 480 円 (深夜加算 240 円)
		土地の取得等及び損失補償に関する交渉業務に直接現地で従事したとき		日額 650 円 (深夜加算 325 円)
外勤徴収等 手当	債権徴収職員	外勤して行う公共下水道の使用料又は受益者負担金の徴収義務に直接従事したとき	38 千円	日額 200 円
待機手当	下水道管理課等に勤務する職員	週休日等や勤務日時間外に公用携帯を貸与され待機したとき	-	日額 500 円(週休日等) 日額 250 円(勤務日時間外)

(注) 「外勤徴収等手当」「用地交渉等手当」については、令和 6 年度から廃止。

「待機手当」については、令和 6 年度から新設のため、令和 5 年度実績はない。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 4 年度決算）	18,849 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）	172 千円
支給実績（令和 5 年度決算）	28,935 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	266 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (５年度決算)	支給職員 １人当たり 平均支給年額 (５年度決算)
扶養手当	水道事業と同じ	同		14,060 千円	234,332 円
住居手当	水道事業と同じ	同		6,477 千円	269,870 円
通勤手当	水道事業と同じ	同		6,404 千円	76,235 円
管理職手当	水道事業と同じ	同		7,359 千円	1,051,200 円
管理職特別勤務手当	水道事業と同じ	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当	水道事業と同じ	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	水道事業と同じ	同		694 千円	26,660 円